

島本町教育委員会 会議録（令和5年第4回 臨時会）

日 時	令和5年3月24日（金） 午前9時30分 ～ 午前10時30分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	中村りか教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、細見知子教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館長、 南田篤志次長兼子育て支援課長 委員及び 事務局職員 （教育総務課）廣井信弥課長、上月健史参事、佐々木桃果 （教育推進課）佐々木淳平課長、森悠介参事、吉田裕亮参事 （子育て支援課） （生涯学習課）
欠 席 者	
委 員	丸野亨教育委員
議 題	<p>第7号報告 島本町文化財保護条例施行規則の一部改正の臨時代理について</p> <p>第8号報告 令和4年度教育費補正予算（案）の臨時代理について</p> <p>第9号報告 令和5年度教育費補正予算（案）の臨時代理について</p> <p>第10号報告 令和4年度大阪府中学生チャレンジテスト（中学1・2年生）の結果の公表について</p> <p>第11号報告 令和4年度春季休業期間中における児童生徒の指導について</p> <p>第18号議案 令和5年度島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について</p> <p>第19号議案 令和5年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項（案）について</p> <p>第20号議案 島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について</p> <p>第21号議案 島本町青少年指導員に関する規則の廃止について</p> <p>第22号議案 事務局職員人事について</p>
議 決 事 項	第18号議案、第19号議案、第20号議案、第21号議案、第22号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者1名

教育長

本日、丸野教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。定数を満たしておりますので、令和5年第4回教育委員会臨時会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録確認委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、細見教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、細見教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、第7号報告「島本町文化財保護条例施行規則の一部改正の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼生涯学習課長

それでは、第7号報告「島本町文化財保護条例施行規則の一部改正の臨時代理について」、御説明させていただきます。

本案件は文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を定めるため、令和5年第3回教育委員会定例会において議案として提出し、議決をいただきました。その後、規則公布手続きを行っている際に、議案として提出した改正規則案の改め文に、一部改正規定の漏れがございましたので、本来であれば教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12条の規定に基づき再度議決を得る必要があったものでございます。しかしながら、令和5年4月1日から施行するにあたり、周知期間を設ける必要があるため、事務の都合上、教育委員会議を開催し議決を得るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

3ページの改め文を御覧ください。漏れがありましたのは、改め文の下3行の様式第18号中から最後まで3行でございます。

今後このようなことがないように努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

それでは、第8号報告「令和4年度教育費補正予算（案）の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第8号報告「令和4年度教育費補正予算（案）の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件は、令和5年3月27日に開かれる町議会2月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、本来であれば、議会への提出前に、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。

しかしながら、議会の準備日程の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

それでは、まず、教育総務課所管分の補正予算から御説明いたします。

資料の16ページを御覧ください。

繰越明許費でございます。

一番上の段、第二小学校屋内運動場長寿命化改修実施設計業務委託に係る予算につきましては、設計業務に係る調査・検討に想定していたよりも期間を要し、業務が本年度内に完了しないため、令和5年度に繰り越すものでございます。

教育総務課所管分については、以上でございます。

次長兼子育て支援課長 続きまして、子育て支援課所管分について、御説明させていただきます。

資料の15ページを御覧ください。

「歳入」でございます。

「節（説明）」の「幼稚園費補助金（学校安全特別対策事業費補助金）」

につきましては、幼稚園バス安全装置の設置及び幼稚園登降園管理システムの導入に係る特定財源として交付を受けるため予算措置するものでございます。

「歳出内訳説明書」のうち、「目：幼稚園費」でございます。

「事業名」の「幼稚園管理運営事業」につきましては、幼稚園登降園管理システムの導入に係る備品を購入するため、増額するものでございます。

また、「幼稚園バス運行事業」につきましては、幼稚園バス安全装置の設置に係る備品を購入するため、増額するものでございます。

資料の16ページを御覧ください。

「繰越明許費」でございます。

幼稚園バス安全装置の設置及び幼稚園登降園管理システムの導入に係る予算につきまして、年度内に完了しない見込みであるため翌年度に繰り越すものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

幼稚園バスって、この前閉じ込めのあれがあったから補助金が出たと思うんですが、何台分のもので、どんな感じのものを入れる予定になってるのか教えてもらえたら。

次長兼子育て支援課長

幼稚園バスにつきましては、第一幼稚園で通園バス1台運行しておりますので、それに掛かる経費になっております。現在、調整している装置の内容ですけれども、降車時確認式、ということで、エンジンを停止すると車内ブザーが鳴り、運転手が左右の座席を見回り終えたらそのブザーの停止ボタンを押して車内ブザーを止める。そして、自動検知式、ということで、車内に人が残っているということであれば、車内センサーが動きや振動を検出して、車外アラームを鳴らして周囲に異常を知らせる。この2つの方式のものを併せ持つ機種についての導入を考えております。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

それでは、第9号報告「令和5年度教育費補正予算（案）の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼子育て支援課長

それでは、第9号報告「令和5年度教育費補正予算（案）の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号に掲げる事項に該当するため、本来であれば、議会への提出前に教育委員会の議決を経る必要がありましたが、議会の準備日程の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、同規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理しましたので、同項後段の規定により、今回、その報告をするものでございます。

資料の19ページを御覧ください。

「歳出内訳説明書」のうち、「目：幼稚園費」でございます。

「事業名」の「幼稚園管理運営事業」につきましては、幼稚園登降園管理システムの導入に係る経費を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

それでは、第10号報告「令和4年度大阪府中学生チャレンジテスト（中学1・2年生）の結果公表について」、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課長

それでは、第10号報告「令和4年度大阪府中学生チャレンジテスト（中学1・2年生）の結果公表について」、御説明させていただきます。

お手元の資料、「令和4年度大阪府中学生チャレンジテスト結果概要」を御覧ください。

令和5年1月11日（水）に、中学校第1学年及び第2学年を対象に大阪府中学生チャレンジテストが実施されました。この度は、島本町全体の調査結果概要を報告し、公表する内容について説明させていただきます。

23ページが、中学1年生の調査結果及び分析、25ページと26ページが中学2年生の調査結果及び分析の概要となっております。1年生は国語、数学、英語及びアンケートが、2年生は国語、社会、数学、理科、英語及びアンケートが実施されました。

教科別の調査結果については、1・2年生とも、全ての教科において、府の平均を上回る結果となっております。

生徒アンケートでは、「自分の考えを授業中、ノートやプリントに書く場面がある」「授業中、話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり、広げたりしている」のいずれの肯定的回答が約90%を超えており、府平均より高くなっております。これは、全ての授業において、学習課題と振り返りを明確にした授業の構造化を推進してきた結果であると考えております。

一方、本町の学習課題の一つである自学自習力についてですが、「自ら課題を見つけて、家で勉強している。」の肯定的回答が1年生は63.3%、2年生は56.6%となっており、今後、ICT活用も含めて、一人ひとりの生徒に対して学び方を指導していくことが必要であると認識しております。

なお、資料27ページ、2年生の同学年の数学については、府の結果を「1」とした時の割合が、前年度（1年次）より上回った結果となっておりますが、国語・英語につきましては、前年度より下回った結果となりました。

結果の公表につきましては、事務局として保護者、地域住民に対する説明責任を果たすため、町結果概要についてホームページを通じて公表したいと考えています。

以上、簡単ではございますが「大阪府中学生チャレンジテスト（中学1・2年生）の結果の公表について」の説明を終わらせていただきます。

教育長 ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員 教育方針と申しますか、目指す方向に向かって一緒に進んでいる成果がここに出ているのかなと思います。

「自ら課題を見つけて、家で勉強している。」のアンケートなんですけれども、生徒の主観によるものなのか、それとも、自ら課題を見つけて勉強するというのはこういうものですよ、ということ为例示しての結果なのか、そのあたりはどういうふうにアンケートを取られているのか教えていただけたらと思います。

教育推進課長 中学生におきましては、宿題において、自学自習ノートというのを配付しております。ただ、自学自習ノートの中身につきましては、自分で考えて課題を設定して、それを宿題として提出するという形をとっております。そのことについて、生徒自身が回答したと認識しております。

教育長 私は小学校しか知らないんですけども、先生によっては、課題で自学自習ノートみたいな、教科に関係なく自分が疑問だなと思ったことを調べて、それをノートにまとめているんですね。ただ、小さい時から、不思議だなとか、なんでなんかなって思う気持ちを大事にして、そこに寄り添って、一緒になんでやろねって考えられるような保育であったり、教育であったりが積み重なっていったらな、というふうに思います。

教育委員 結果を見ると、先生方も頑張っておられるんであろうと評価させていただきたいと思います。公表も、ホームページを通じて皆さんに知ってもらうことはとても大切であると思うので、それもよろしく願いいたします。

島本町として、このチャレンジテストがあったときに、例えば、数学の10問目が中学校1年生の半分以下の人しか正解がないとか、そういうふうに内容とかの精査をそれぞれの学校の先生方でされてるのかな、というふうに思ったんですね。大阪府の全般的に、その10問目だけが全滅的にみんな低ければ、たぶん教科書でそこを押さえるものがないのかな、と思ったりもするので、テストの点が悪いから、答えられないからだめ、ではなくて、もしかしたら、そこをちゃんと押

さえるシステムがないのか、それとも作り手がちゃんとそこを踏まえて問題を作れてなかったのか、というところも、こういうテストの問題を作るときには必要な視点かと思うんですが、そこらへんの終わった時の精査というか、試験問題を見ながらされているのかな、と思ったので、お聞かせください。

教育推進課長

チャレンジテストの目的が大きく2つありまして、1つは、評価の公平性の担保です。内申を付ける時に、それぞれの学校や市町村で違いがないように、ここで一旦精査をするものでございます。もう1点が、授業改善を図るものでございまして、大阪府の子どもたちの課題をこの問題に盛り込んでおります。なので、一概に平均点が高い低いだけではなくて、実際、子どもたちが平均点以下や苦手な問題というのは、次の授業改善に活かしております。そのために、各学校で、どこがその学校・学年で弱いのか、もしかしたらクラスでその傾向が出ている可能性もありますので、そういったところは各学校で分析をして、課題考察を推進している、というのが現状でございます。

教育長

全国学力・学習状況調査などの場合は、無表記、つまり文章が書けないというのが全体的に高い傾向ということもありました。その時は、国語科に限らず、いろんな教科でも書くことを意識させたりもしましたし、相対的に弱いと言われているのは、AかBか、そしてAならAでなぜそれを選んだか、という理由や根拠を書くというところは弱いです。自分の考えを持つというところでは。

教育委員

大阪府下の中学校は何校になるのでしょうか。

教育推進課長

詳しい数字は、今申し上げられませんので、また調べさせていただいてお答えさせていただきます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

それでは、第11号報告「令和4年度春季休業期間中における児童生徒の指導について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第11号報告「令和4年度春季休業期間中における児童

生徒の指導について」、御説明させていただきます。

令和5年3月7日付け島教教第2076号にて、各学校長に対して「春季休業期間中における児童生徒の指導について」を通知いたしました。加えまして、3月校長会において、万全を期すよう改めて周知したところでございます。本町では、資料33ページにございます大阪府教育庁からの通知を踏まえ、大きく2項目7点について、留意事項を作成いたしました。資料32ページを御覧ください。

まず、第1項目の生徒指導につきましては、5点に分けてお示ししております。

1点目は、近年、SNS上のトラブルやいじめ事象が生起している中、児童生徒に電子端末や携帯電話、スマートフォン等によるインターネット利用の危険性を認識させるとともに、家庭でのルールづくりやフィルタリング、時間管理・課金制限にかかるペアレンタルコントロール機能の利用等について、保護者への啓発を図ること。

2点目の、いじめ対応については、教職員1人1人のいじめに対する姿勢や学校の取組みを再確認し、組織的に迅速かつ適切な対応に努めること。そして、解消に向けて取組み中の事案については、春季休業期間中に事態が悪化することのないよう留意するとともに、当該児童生徒の不安が生じないように保護者と密接に連携しながら、適切な支援が次年度に引き継がれるよう努めること。

3点目につきましては、小学校低学年及び中学1年時から不登校となる児童生徒が増加傾向にあることを踏まえ、春季休業期間中に全ての児童生徒の欠席・遅刻・早退等の状況を点検するとともに、1人1人へのきめの細かい指導・支援を充実させ、次年度への適切な引継ぎが行われるよう努めること。また、欠席が長期にわたっている等、気になる児童生徒については、ヤングケアラーの可能性及び児童虐待も視野に入れ、組織的・計画的な支援を行うこと。

4点目の、児童虐待への対応については、学校の果たすべき役割として、児童虐待が判明した場合は、速やかに子ども家庭センター及び島本町子育て支援課に通告すること。

そして5点目として、18歳以下の自殺が学校の休業明けに増加す

る傾向にあることに留意すること、及びコロナ禍でのマスク着用の有無による偏見や差別、いじめがないように配慮することといたしました。

第2項目の安全管理・指導につきましては、2点をお示ししました。

1点目は、保護者や地域、関係機関と連携し、子どもを守る体制の確立すること。

2点目は、部活動において、無理のない活動計画・内容について十分の検討の上、児童生徒の健康状態を把握しながら、安全管理及び安全指導に万全を期すること。

以上、「令和4年度春季休業期間中における児童生徒の指導について」につきましての御説明とさせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

不登校の生徒が増加しているという表現もあったんですけども、今、フリースクールという存在がかなり大きくなってしまっていて、小学校へ戻すという目的もフリースクールにはありますし、又は、独自の教育理念を持って、そこで勉強させるという、いずれにしても無認可ではあるんですけども。在籍は小学校又は中学校にしているという状況で、そういう生徒、児童が存在するのかということと、そういう場合何か連携をとられているのか、という質問なんですけれども、いかがでしょうか。

教育推進課参事

本町の児童、生徒に関してになりますけれども、フリースクールを利用している児童、生徒は複数名おります。小学校にもおりますし、中学校の方が少し多いですが、いるという状況でございます。連携に関してなんですけれども、平成28年度にフリースクール等の民間施設の連携に関するガイドラインというものを設置させていただきました。そのガイドラインに基づいて、フリースクールと我々などが直接的に学校長と一緒に訪問させていただき、連絡を取る等して連携をさせていただいています。学校の教育課程と準じているかどうかというところは、もちろん確認させていただき、その子どもの評価等についても、適切に行えるかどうかというところも確認させていただいた上で、

出席等の扱いをさせていただくという判断を一緒にさせていただいていると。定期的に、毎月1回以上は直接学校と民間施設とがやりとりして、子どもの様子なんかを交流させていただいているという現状がございます。

教育長

私も、校長時代に、あるクラスの子が行ってたんですけれども、一緒にフリースクールに伺って、その子の特性であるとか、興味があるとかをすごく考えてくださって、総合的な学習みたいなことをやられて、でも、その中で、その学年に応じた読み書きやその部分を考えてくださったり、こまめな連携をする中で、その子の日々の様子の写真を送ってくださったりですとか、できるだけ自然な形で学校に戻せないかな、というような働きかけもしてくださったりして、たいへん有り難かったなというのを思い出しました。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといたします。

それでは、第18号議案「令和5年度島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第18号議案「令和5年度島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

本議案は、島本町いじめ等防止基本方針に則り、令和5年度島本町いじめ等対策委員会に必要な委員の委嘱をお願いするものです。本委員会は、町立小中学校におけるいじめ等の実態把握や有効な対策等を検討することのほか、重篤ないじめ事案が発生した際、客観的な事実関係の調査が必要とされる場合に調査主体となる組織となります。

委員の選任に当たりましては、専門的な知識、経験を有する方で、委員の公平性及び中立性を担保するという観点に立ち、弁護士、医師、退職校長、臨床心理士、社会福祉士に委嘱をお願いしております。なお、令和5年度におきましては、今年度お願いした方々に委員をお勤めいただくよう依頼させていただき、5名全員から、委員委嘱について、承諾をいただいております。

「島本町いじめ等対策委員会」の委員委嘱の任期としましては、島本町教育委員会規則に規定しており、令和5年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第19号議案「令和5年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第19号議案「令和5年度教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項(案)について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第1号の規定に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

「教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、毎年、点検及び評価を行うこととなっておりますことから、効果的な教育行政を推進し、かつ、住民への説明責任を果たすため、その基礎となる目標として毎年度設定しているものでございます。

本年度におきましても、まず事務局で素案を作成した後、教育委員の皆様を始め、各学校長等から出された意見等を踏まえて、最終案を

作成いたしました。

本議案について御可決を頂きましたら、速やかに学校等の関係機関に配布するとともに、町ホームページ及び文化・情報コーナーで公表する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

いろいろな面から記述していただいている、大変有益なものかなと思っています。特に、自分自身がちょっと気になるところとしては、改善とかそういうことではないんですけども、子どもと教育史、47ページに載っているんですけども、「9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な一貫教育の推進に係る指導方法の工夫という改善」ということが書かれているんですけども、これが、たぶん、今現在実現もされてて、島本町のコンパクトな地域の中で、教育成果が非常に上がっているんだろうな、というふうに読ませていただいているんですけども、逆にいうと、系統立てて同じ旗の方向へ向かおうとすると、先生方の個性が逆になくなってきて、シラバスに囚われ過ぎて、同じような授業内容になってしまうというようなことも出てくるかと思えますので、ここに「工夫改善を図る」と書かれているのは非常に重要なことかなと思って読ませていただきました。

教育委員

私が教育委員になってから、こういうふうなシステムというか、しっかり目標立てて、課題を抽出して、次に活かして結果を公表していく、ということをしていると思うので、とても今これを見るだけで島本町の重点の目標や課題がすごく把握しやすくなっているの、たぶんそれは私だけではなくて、島本町の方も同じような思いをされているのかなというふうに思うので、取組みは大変だと思うんですけども、継続的に毎年続けていくのが効果的かなというふうに思いますので、ありがとうございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。
それでは、第20号議案「島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第20号議案「島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

始めに、資料の71ページを御覧ください。

本ページに記載しているものが、今回の規則改正の改め文でございます。

続いて、73ページをお開きください。

まず、提案理由は、増室に伴い学童保育室の定員を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要について、新旧対照表を基に御説明いたします。

74ページを御覧ください。

第一学童保育室の定員について、現在114人であるところ、保育室を1部屋増やすことに伴い、152人に変更するものでございます。

当該施設につきましては、これまで3部屋で運営しておりましたが、令和5年度の入室申請者数が140人を超えたため、現状では児童全員の受入れが困難となりました。このため、隣接する支援学級教室を4部屋目の保育室に転用し、定員を拡充して受入対応するものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

140人を超える方が学童保育を必要とされている、ということだったんですが、令和5年はこれで足りるとのことなのか、という確認と、1部屋増やして38人ということなんですが、面積的なところもそれで大丈夫なのかということと、支援学級の部屋を変えてということだったと思うんですが、支援学級の部屋というのはどのようなのかを教えていただけたらと思います。

教育総務課長

まず、1点目に御質問いただきました、来年度の受入れの体制でございますが、このたび、1室増やしたことにより、来年度につきましては、今後年度途中で更なる申請者は一定数あるかとは見込んでおりますが、それらの申請者全員の受入れが可能であるというふうに見込んでいるというところでございます。

続いて、2点目の定員の増員に伴う面積要件等の兼ね合いについてでございますが、こちらにつきましても、本町の場合、学童保育室につきましては、子ども1人あたりの専用面積が条例で定まっております。その基準を基にいたしまして、部屋の面積から1人あたりの面積を割って割り出したものが38人になりますので、子ども1人あたりの専用区画等につきましては、基準を満たしている状況でございます。

3点目、支援学級の教室の対応状況についてでございますが、この度、小学校の方と調整させていただきまして、学童保育室に転用させていただく支援学級の方につきましては、現在3階に少人数学習指導用の学習室がございますが、そちらの学習室の方に移動させていただくところになります。更に、その学習室につきましては、4階のところにコンピューター室があるのですが、このコンピューター室につきましては、今現在、タブレット端末が1人1台配付されている状況がありまして、旧来、コンピューター室の現在の稼働率というのは極めて少ないような状況になっておりますので、そちらの方に学習室を玉突きで動かすことによって、対応させていただくというものになります。ですので、これによって支援学級の教室が1クラス減るとか、そ

ういったことではございません。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第21号議案「島本町青少年指導員に関する規則の廃止について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼生涯学習課長

それでは、第21号議案「島本町青少年指導員に関する規則の廃止について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

提案理由は、青少年指導員制度の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

資料の77ページを御開きください。今回の廃止文になっております。

島本町青少年指導員は、前回の教育委員会議で承認いたしましたとおり、非常勤特別職からボランティアの身分に改正いたしましたことに伴い、要綱により目的などを定めるため、規則を廃止するものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。
お諮りします。第22号議案につきましては、人事案件であることから、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、第22号議案につきましては、秘密会とすることに決しました。

それでは、第22号議案「事務局職員人事について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育子ども部長 [事務局職員人事について説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。
質問のある方は、挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより、本案に対する討論を行います。

(討論内容非公開)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

教育推進課長 先ほど、チャレンジテストのところで、委員の方からありました、大阪府下の中学校数の問合せでございます。今、調べましたら、私立公立合わせまして515校となっております。今年度の中学校1・2

年生のチャレンジテストを実施した学校は、府内の支援学校も一部入っているということなので、それを合わせて469校、約5万8千人が受けたということでございます。

教育長

それでは、以上をもちまして、令和5年第4回教育委員会臨時会を閉会いたします。